

第106号議案

八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例設定について

八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年9月3日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例

八王子市暴力団排除条例（平成23年八王子市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（青少年の教育等に対する措置）</p> <p>第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校<b>及び義務教育学校の後期課程</b>に限る。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするため、指導、助言等の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（青少年の教育等に対する措置）</p> <p>第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）<b>第1条</b>に規定する中学校に限る。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするため、指導、助言等の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。